⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。
　なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。
⑶　徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準
　債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
⑷　建物安全対策引当金の計上基準
　建築基準法の定めにより東京都に提出した計画書に基づいて、確認済証及び検査済証のない建築物の調査並びに撤去に要する費用見込額を計上しています。
４．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）
５．収益及び費用の計上基準
　当法人は、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。
６．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　貯蔵品　最終仕入原価法
７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
８．リース取引の会計処理
（借手）
　リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理しています。
（貸手）
　リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は、当該年の１月１日時点の本件土地の固定資産税相当額としていることから、貸借対照表日後１年以内及び１年を超えるリース期間に係る未経過リース料は未確定となります。なお、当該事業年度におけるリース料は、25,016千円となります。
　上記は、国立大学法人法第33条の４の規程に基づき文部科学大臣の認可を受けて実施する品川キャンパスの土地の一部の賃貸取引に係る地代であります。
　また、上記とは別に、定期借地権の設定に対する対価として受領した権利金については、長期前受金（前受金）に計上したうえで賃貸借期間にわたって収益化しており、当年度に収益化した額は財産貸付料収入として計上しています。
９．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式としています。
（貸借対照表の注記）
⑴　運営費交付金から充当されるべき賞与見積額及び退職給付費用見積額
　賞与見積額　359,888,478円
　退職給付費用見積額　3,233,163,205円
⑵　ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払予定額
　貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係る支払予定額　0円
　貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係る支払予定額　1,845,638,974円
　なお、支払予定額は物価変動等に伴い改定されることがあります。

（キャッシュ・フロー計算書の注記）
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	3,637,135,793円
うち、定期預金（控除）	—円
資金	3,637,135,793円

⑵　重要な非資金取引
１）寄附受による資産等の取得

工具器具備品	36,194,216円
図書	2,224,064円
少額備品等	19,207,182円
計	57,625,462円

２）ＰＦＩによる資産の取得　1,061,501,666円

（国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	9,239,233,002円	
⑵　（控除）自己収入等	△3,096,159,558円	
業務費用合計		6,143,073,444円
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		1,295,887,200円
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	18,705,189円	
政府出資の機会費用	3,459,346,836円	3,478,052,025円
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—円
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		10,917,012,669円

　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付政府保証債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しています。

（減損に関する事項）
減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項
⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要　（単位：円）

用途	場所	種類	帳簿価額
電話加入権	東京都港区他	電話加入権	507,000

⑵　認められた減損の兆候の概要
　市場価格が著しく下落しました。
⑶　減損の認識に至らなかった根拠
　市場価格は帳簿価額から50％以上下落していますが、使用価値相当額が帳簿価額を上回るため、減損の認識は行いませんでした。